

安心のゴールキーパーでありたい。



クルマの保険

あなたのカーライフを、守る。

運転は楽しいけれど、リスクもある。

GK クルマの保険は、一人ひとりのカーライフに
ぴったりの補償・オプションで、
もうひとつ上の安心をご提供します。

『GK 見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)』は、「GK クルマの保険」に
「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした自動車保険です。

MS&AD インシュアランスグループは
サッカー日本代表を応援しています。



三井住友海上は『GK クルマの保険』で3つ

もうひとつ
上の安心

1

▶P3-P4

当社専用ドライブレコーダーで、万一の事故の際や、いつもの運転にも安心な機能・サービスをご提供します。



『プレドラ』ならではの機能を搭載

- 360°カメラ
- 駐車監視機能
- 常時通報機能
- 車外持ち出し機能

万一の事故時には、専用安否確認デスクのオペレーターがお客さまをサポートします。また、専用ドライブレコーダーの事故映像等をAIで分析し、的確な事故対応に役立てます。その他、安全運転をサポートする当社ならではの機能・サービスをご提供します。

『見守るクルマの保険』は、DX valueシリーズの対象商品です。詳細は P4

もうひとつ
上の安心

2

▶P5-P6

万一の事故や故障のときも
24時間365日体制でお客さまをサポートします。

スムーズな解決に導く事故対応

解決実績
年間約2,257,000件
1日あたり約6,180件
(2023年度)

保険金お支払センター
専門スタッフ
約8,210名^(注)
(2024年4月現在)

事故の発生から解決まで、高度な知識を持ち、多くの経験を積んだ専門スタッフが、チーム一丸となって迅速に対応します。



充実のロードサービス

『おクルマQQ隊 国内ロードサービス拠点

約3,800か所
(2024年4月現在)

事故や故障等でお車が動かなくなった場合は、現場での応急処置やレッカーケン引など、充実のロードサービスをご提供します。
(注)当社の事故対応スタッフ数の合算値です。

もうひとつ
上の安心

3

▶P7-P8

充実した補償の中から、
お客さまに最適な補償プランをご提案します。

お車の運転の基本的なリスクに備える **基本補償** に、お客さまのリスクやニーズにあわせて **オプションの特約** を選択できます。

基本補償

相手
への賠償

おケガ
の補償

お車
の補償

その他の
特約

オプションの特約

一人ひとりに
ぴったりをカスタマイズ

各種
特約

※おケガの補償の特約、お車の補償の特約、その他の特約からお選びいただけます。

の「もうひとつ上の安心」をご提供します。

『GK クルマの保険』は、いまでも、これからも
お客さまのカーライフをサポートします。

カーライフのリスクは、千差万別。

だから私たちは、お客さま一人ひとりに

ぴったりの補償プランをご提案。

トラブルに直面したときは、

専門スタッフがチーム一丸となって

スムーズな解決に導き、お客さまをお守りします。



これが、三井住友海上が全国約28,900店の代理店と共に

ご提供する「もうひとつ上の安心」です。

※代理店数(2024年4月現在)

三井住友海上は、代理店と共にお客さまをお守りします。



『GK クルマの保険』をご契約いただく前に

『GK クルマの保険』は個人のお客さま向けの商品です。次の①～③のすべてにあてはまる場合にご契約いただけます。^(注1)

①記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)が個人

②ノンフリート契約(所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険^(注2)をご契約されている合計台数が9台以下のご契約)

③ご契約のお車が自家用8車種^(注3)であり、事業にのみ使用する自動車ではない

(注1)レンタカー、教習用自動車、事業にのみ使用するお車は除きます。

(注2)自動車共済を除きます。

(注3)自家用8車種については「用語のご説明」P25をご参照ください。

パンフレットの構成

■『GK クルマの保険』がご提供する3つの「もうひとつ上の安心」

安心1 当社専用ドライブレコーダーの機能・サービス P3～4

安心2 万全の事故対応・ロードサービス P5～6

安心3 充実の補償・特約 P7～8

■補償・特約の概要

相手への賠償 P9～10

おケガの補償 P11～13

お車の補償 P6,14～17

その他の特約 P18～20

補償・特約に関するご注意事項 P21

■ご契約の際にご確認いただく流れ

1.お車を運転する方について P22
<運転免許証の色・運転者を限定する特約や運転者年令条件の設定>

2.ご契約のお車の使用目的について P22

3.保険料の決定の仕組みについて P23～24
<等級別料率制度・割引制度等>

4.保険料の払込方法について P24

■用語のご説明 P25

■ご注意いただきたい事項 P26

もうひとつ
上の安心

1

業界最高水準の当社専用ドライブレコーダーで、
事故時や運転時にも安心な機能・サービスをご提供します。



～ プレドラならではの高性能録画機能 ～

業界初! 360°カメラ

高画質な前後広角カメラで側方・後方含めた360°を撮影・録画可能!



駐車監視機能

駐車中の衝撃検知時も録画可能! 駐車中のあて逃げ被害等にも安心!



～ プレドラならではの事故時のサポート機能 ～

常時通報機能

ロードサービスや事故受付が必要な場合は、いつでも専用安否確認デスクと通話可能!



業界初! 車外持ち出し機能

車外の安全な場所から専用安否確認デスクと通話ができ、映像の撮影・送信等の操作も可能!



『見守るクルマの保険』だからできる 事故時・安全運転をサポートする機能・サービス

1

事故緊急自動通報サービス

専用ドライブレコーダーが一定以上の衝撃を検知すると、専用安否確認デスクに自動通報し、オペレータが事故の初期対応等をアドバイスします。また、緊急時には、救急車の出動要請やレッカーサービスを手配します。



2

事故状況をAIで分析・再現『Ais's』

事故時に当社へ自動送信された専用ドライブレコーダーの映像やお車の位置情報・進行方向等の情報をAIで分析します。お客様が事故状況を説明するご負担を軽減し、安心・納得の事故対応に役立てます。



3

事故の未然防止サポート機能(安全運転支援アラート/運転診断レポート/見守りサービス)

事故につながりやすい運転を注意喚起する「安全運転支援アラート」、運転傾向を分析・アドバイスする「運転診断レポート」、毎月の運転状況や事故緊急自動通報サービスの対応結果等をご家族等にお知らせする「見守りサービス」をご提供します。



『見守るクルマの保険』は、DX valueシリーズの対象商品です。

DX valueシリーズとは

「補償」に加え、保険が持つ新たな価値として、事故・災害に対し、「未然に防ぐ」、「影響を減らし回復を支援する」機能を持つサービス一体型商品の総称です。DX valueシリーズの提供を通じて、「安心・安全な社会の実現」に貢献してまいります。

DX value
シリーズ

『見守るクルマの保険』割引制度のご案内

ドラレコ 新規割引

当社独自!

自動車保険をはじめてご契約いただくお客様や他社から当社に切り替えるお客様等で、『見守るクルマの保険』をご契約いただいた場合、**保険料が2%割引**となります。

(注)保険期間が1年を超える長期契約の場合は、第1保険年度の保険料のみ割引を適用します。

ドラレコ 繰続割引

当社独自!

『見守るクルマの保険』を3年間(36ヶ月間)ご継続いただいた場合、**4年目以降のご契約から「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の特約保険料が30%割引**となります。

特約保険料が30%割引!

1年目 → 2年目 → 3年目 → 4年目 → 5年目

『見守るクルマの保険』を3年間継続してご契約

4年目以降のご契約は **ドラレコ 繰続割引** を適用!

【ご注意事項】●専用ドライブレコーダーは当社がお客様に貸与します。●「業界最高水準」とは、自動車保険業界において同様に提供されているドライブレコーダーと比較したもので、(2024年4月時点・当社調べ) ●「当社独自」とは、2024年4月時点・当社調べの情報です。●「事故緊急自動通報サービス」は、車種や車両の重量等の条件によっては、一定以上の衝撃として検知されない場合があります。なお、「一定以上の衝撃」とは、一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃をいいます。また、通信状況等によっては、事故の場合でも自動通報されない場合があります。●「専用安否確認デスク」による救急車の出動要請は、お客様ご自身での119番通報が困難であるとの確認が取れた場合等に限ります。

万一の事故や故障のときも24時間 事故で不安なお客さまをしっかりサポート! 「スムーズな解決に導く事故対応」

事故受付センター

※事故が発生した場合の連絡先は裏表紙をご参照ください。

24時間365日事故受付

事故で不安なときでも、お電話で状況に応じて丁寧にアドバイスします。



夜間、休日でも、安心の初期対応を実施

お客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関、修理工場やレンタカー会社などへ、ご連絡いたします。^(注)



事故対応 全国に179か所の拠点を設置!

(2024年4月現在における当社の事故対応拠点数の合算値)



保険金お支払センター

すべての都道府県に配置!
お客さまのおそばで、安心の事故対応を行います。



専門スタッフ 事故の解決にあたっては、チーム一丸となってお客さまの信頼にお応えします。

示談交渉サービス

お客さまに代わって相手の方との 独自のネットワークを活かして ご要望に応じてお客さまのもとへ 対応の経過をお客さまに定期的に 示談交渉を行います。

紹介ネットワーク

お客さまをサポートする弁護士等 お伺いし、ご不明点などにいち早く ご報告し、安心をご提供します。

入院まごころ訪問

お伺いし、ご不明点などにいち早く ご報告し、安心をご提供します。

安心コール・安心レター

ご要望に応じてお客さまのもとへ 対応の経過をお客さまに定期的に ご報告し、安心をご提供します。



技術アジャスター

科学的・工学的な根拠に基づいた「お車の損傷状態」および「事故状況」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



医療アジャスター

医学的な根拠に基づいた「治療内容」 および「ケガの状態」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



(注)事故受付の時間帯や状況により各種対応ができない場合があります。

外国語を話す方、聴覚に障がいをお持ちの方にも安心のサービスがあります!

三者間通話(同時通訳)サービス

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等17か国語に対応

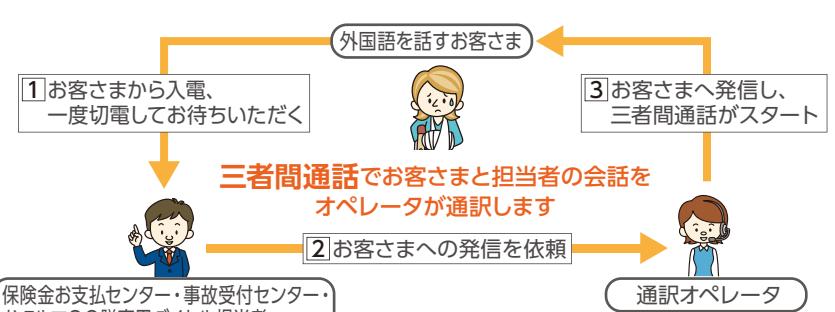
お客さま・当社担当者・通訳オペレーターの三者が電話回線を同時に接続し会話をすることで、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センター・おクルマQQ隊 専用ダイヤルの対応時間 24時間(無休)

手話通訳サービス

テレビ電話を通じてお客さまとオペレーターが手話や筆談でやり取りし、それを同時にオペレーターが当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。リアルタイムにコミュニケーションを図れるため、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センター・おクルマQQ隊 専用ダイヤルの対応時間 8:00～21:00(無休)



365日体制でお客さまをサポートします。 事故や故障でお車が動かない時もしっかりサポート! 「充実のロードサービス」

ロードサービス費用特約 + おクルマQQ隊

おクルマQQ隊は「ロードサービス費用特約」をセットした契約の場合にご提供します。「ロードサービス費用特約」は、対人賠償保険のみセットする場合、任意にセットしていただけます。

故障だ! 車が動かない、どうしよう…

応急作業など

おクルマQQ隊
故障トラブル・
ガス欠QQサービス

1回限り^(注1)

バッテリー上がり時
のジャンピング

5万円限度^(注2)

ガス欠時のガソリン補給
(10リットルまで)

キー閉じ込み時の
ドアの開錠

パンク時のスペア
タイヤ交換

電気自動車等の電欠時
における給電^(注3)

ドアの開錠

タイヤ交換

給電

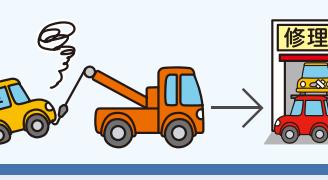
左記以外に、
現場で30分以内に完了する
応急修理・軽作業もサービスの
対象となります!

突然の故障・トラブル・ガス欠でも、応急作業等のサービスをご提供します!

修理工場までレッカーケン引が必要になった…

レッカーケン引費用など

おクルマQQ隊
レッカーキーQ手配サービス



合理的な経路・方法によりレッカーケン引を行うための費用等をおクルマQQ隊のサービスでご提供、もしくは、「ロードサービス費用特約」でお支払いします。ただし、必要かつ妥当な金額に限ります。
※最短経路でレッカーケン引等を行うための費用にあります。寄り道等により発生した費用は原則補償対象外となります。

①運搬費用

②修理後搬送費用

③修理後引取費用

修理工場までのレッカーケン引費用
落輪したお車をクレーン等で引き上げる費用

修理後にご自宅までお車を搬送する費用
引き取るための交通費

おクルマQQ隊ご利用時 左記以外

無制限 15万円を限度に
補償^(注4)

②③を合算して15万円を限度に
補償

※③のみ自己負担額1,000円あり

お車がレッカーケン引されても安心! 移動費用や宿泊費用をサポート!



「レッカーキーQ手配サービス」のご利用後、ご自宅・出発地までタクシー等で移動した場合や宿泊した場合に、次の費用をおクルマQQ隊のサービスとしてご提供します。

①臨時帰宅・移動費用

②臨時宿泊費用

お1人につき20,000円まで

お1人につき15,000円まで

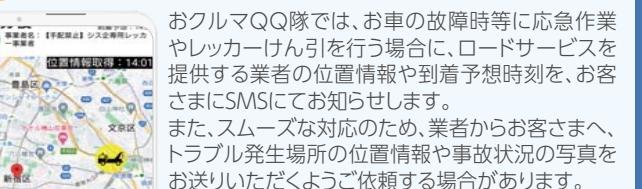
※必要に応じて移動に必要な公共交通機関、タクシー会社や近隣の宿泊施設をご案内します。

※おクルマQQ隊のサービスや「ロードサービス費用特約」の補償をご利用いただいた場合でも、継続契約の等級は下がりません。

右記の場合にはロードサービスをご利用いただけないことがあります

- 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供が困難と判断した場合
- 専用ダイヤルへの入電が一時的に集中したことにより通話ができない場合
- 手配できる事業者がいない場合 等

NEW おクルマQQ隊では、ロードサービス業者の位置情報や到着予想時刻をお知らせします!



おクルマQQ隊ご利用時の注意点

おクルマQQ隊のサービスをご利用いただくためには、事前に以下の「専用ダイヤル」または「LINEで受付サービス」等へご連絡いただく必要があります。事前にご連絡いただけない場合、おクルマQQ隊をご利用いただけませんのでご注意ください。

専用ダイヤル おクルマQQ隊 24時間365日

おクルマQQ隊
0120-096-991(無料)

おクルマQQ隊 LINEで受付サービス

LINEのトーク画面上で質問の回答を選択・入力するだけで簡単にロードサービスを依頼できます。万が一の際にスムーズな依頼ができるよう、事前のご登録がおすすめです。
※個人情報にあたる「氏名」「電話番号」は当社が用意する専用の画面にて当社が直接取得し、LINEを経由しない(保存されない)仕組みとしています。



相手への賠償

おケガの補償

お車の補償

豊富な オプションの特約

お客様

その他の特約 の 基本補償 に加え、

に最適な補償プランをご提案します。

お車の運転の基本的なリスクに備える 基本補償

相手
への賠償

対人賠償保険

相手にケガをさせてしまった場合に



対物賠償保険

相手のモノを壊してしまった場合に



自動セット

相手のお車の修理費が時価額より高くなかった場合に



対物超過修理費用特約

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等による事故が起きた場合に



不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

心神喪失等により運転者に賠償責任が発生しない事故が起きた場合に



心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

おケガ
の補償

人身傷害保険

ご自身や同乗者のケガの治療費に



自動セット

ご自身や同乗者が入院したり、重い障害が発生してしまった場合に



入院・後遺障害における人身傷害諸費用特約

お車
の補償

車両保険

ご契約のお車の修理費に



レンタカー費用特約

新しいお車が納車されるまでの間や修理中にレンタカーを借りる費用に



自動セット

ご契約のお車が動かなくなってしまった場合に



ロードサービス費用特約

一方的に追突された場合などで、相手から修理費を受け取れないときに



車両保険無過失事故特約

ご契約のお車が全損になった場合の廃車や買替時の諸費用に



全損時諸費用特約

その他の特約

弁護士費用(自動車事故型)特約

自動車事故で相手との交渉を弁護士に依頼したい場合に



自動セット

友人や知人などから借りた車で事故を起こしてしまった場合に



他車運転特約

ご契約のお車の修理中等に借りた車で事故を起こしてしまった場合に



臨時代替自動車特約

基本補償は、お車を運転するときの相手への賠償・おケガ・お車のリスクに備えるための当社がおすすめする基本プランです。対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険は任意にセットしていただけますが、いずれか1つを必ずセットしてください。

なお、人身傷害保険は以下の場合を除き、すべてのご契約にセットされます。

対人賠償保険・対物賠償保険・車両保険いずれかのみセットする場合/対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合

人身傷害保険をセットしない場合、相手からの補償が受けられない事故によりケガをしてしまった場合に備える「自損傷害特約」および「無保険車傷害特約」をご用意しています。「自損傷害特約」および「無保険車傷害特約」の補償内容につきましては、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

お客様のニーズにあわせて選択できる オプションの特約

おケガの補償

P13

車に乗っていないときのケガにも備えたい!



自動車事故特約

ご自身や同乗者のケガに手厚く備えたい!



傷害一時金(1万円・10万円)特約

×2

傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約

×2

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

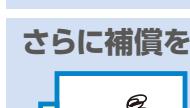
お車の補償

P14, 16~17

新しい車に買い替えたい!



新車特約



車両全損時復旧費用特約



車両全損(70%)特約

さらに補償を充実させたい!



全損時諸費用倍額払特約



車内手荷物等特約



車両保険「10補償限定」特約



自動車事故以外でも相手との交渉を弁護士に依頼したい!

弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

自動車事故以外で相手に損害を与えてしまった場合に備えたい!



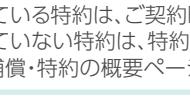
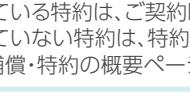
日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約



自転車賠償特約



ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約

見守るクルマの保険
プレミアムドライブ型

原動機付自転車の事故にも備えたい!

ファミリーバイク(人身傷害型)特約
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

車以外の乗り物での事故によるケガに備えたい!

自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

相手への賠償



補償・特約の詳細は
【パンフレット別冊】主な補償・特約のご説明
をご確認ください!



対人賠償保険

すべてのご契約にセットしていただけます。

示談交渉サービス付 基本補償

保険金をお支払いする場合

相手の方にケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

車庫入れの際、同居の両親にぶつかりケガをさせてしまった



対物超過修理費用特約

自動セット

対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から起算して6か月以内に修理が完了された場合に限ります。



対物賠償保険

すべてのご契約にセットしていただけます。

示談交渉サービス付 基本補償

保険金をお支払いする場合

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合の修理費や、ご契約のお車が線路に立入り、電車等を運行不能にしてしまったときの振替輸送費用等を補償します。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

・自宅の駐車場で同居の両親が所有する車にぶつかり壊してしまった
・自宅の家屋にぶつかり玄関を壊してしまった



不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

自動セット

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等により、相手の方にケガをさせてしまった場合や相手の方の車等に損害を与えていた場合、または誤って線路へ立入り電車等を運行不能にしてしまった場合で、お客様に法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。



心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

自動セット

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車の使用により、相手の方にケガをさせてしまった場合や相手の方の車等に損害を与えていた場合、または誤って線路へ立入り電車等を運行不能にしてしまった場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。



事故が起きたら、
自分で相手の方と
交渉する必要が
ありますか？

いいえ。

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合^(注1)は、被保険者のお申出により、以下のケースを除いて当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。^(注2)なお、示談交渉をお引き受けした場合でも、話し合いによる解決が困難な場合等には、当社が選任した弁護士へ対応を依頼すること等があります。

示談交渉をお引き受けできないケース

- ・ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合

(注1)一方的に追突された場合など、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない場合は、弁護士費用に関する特約 P18 をセットしていれば、交渉を弁護士に依頼する費用が補償されます。
(注2)対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限ります。

示談交渉サービス



はい。

万一、認知症の方が事故を起こし、監督義務者の方に損害賠償責任が及ぶ場合でも、監督義務者の方が対人賠償保険、対物賠償保険の被保険者に含まれておりますので、安心です。

監督義務者の方がいない場合に、被害者の方が十分な補償を受けられないケースもあります。このような場合でも被害者の方に十分な補償をご提供できるように心神喪失等による事故の被害者救済費用特約が自動セットされておりますので、さらに安心です。

商品の全体像

補償の概要

相手

おヶガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

おケガの補償



補償・特約の詳細は
【パンフレット別冊】主な補償・特約のご説明
をご確認ください!



人身傷害保険

基本補償

次の場合を除き、すべてのご契約にセットされます。

- ・対人賠償保険のみセットする場合
- ・対物賠償保険のみセットする場合
- ・車両保険のみセットする場合
- ・対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車に搭乗中などの事故でご自身や同乗者の方がケガをされた場合に、治療費に加え、掛けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

車を運転中に心神喪失状態となり事故が発生し、自身がケガをしてしまった



相手の方がいる事故の場合でも、示談成立
を待つことなく保険金をお受け取りいただけます。^(注1)



人身傷害保険がない場合

お客様の自己負担額
2,000万円(40%)

相手の方からの
賠償金
3,000万円(60%)



年令別の保険金額の目安

*死亡された場合の損害の額(当社基準により算出)をご参考にしてください。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。

年令	扶養家族の有無	死亡された場合
25才	あり	1億円
	なし	9,000万円
35才	あり	1億円
	なし	8,000万円
45才	あり	9,000万円
	なし	6,500万円
55才	あり	7,000万円
	なし	5,000万円
60才	あり	6,000万円
	なし	4,500万円

事故で重い障害が発生してしまったら、死亡された場合よりも損害の額が大きくなることがあります。人身傷害保険では重度後遺障害が発生し介護が必要となった場合は、ご契約の保険金額が「無制限」以外であっても「無制限」としてお支払いします。

(注1)相手保険会社と交渉中の場合は、示談後の受け取りとなることがあります。

(注2)損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。



自動車事故特約 別冊 をセットすると、補償の対象となる事故の種類を拡大します。

事故の種類	ご契約のお車に搭乗中等の事故	左記以外の自動車運行事故	
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	ご契約のお車以外の自動車 ^(注1) に搭乗中の事故でケガをした	歩行中に自動車にはねられケガをした
人身傷害保険	○	×	×
自動車事故特約をセット	○	○	○

(注1)記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。
(注2)「他車運転特約」P18 等で補償されるケースがあります。

※「自動車事故特約」をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P21



紹介ネットワーク
保険金をお支払いする場合に、ご希望により当社提携業者をご紹介します。
たとえば
バリアフリーリフォーム事業者、ホームヘルパーやベビーシッター等

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 自動セット

人身傷害保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

事故により入院したり、重い障害が発生した場合に必要なさまざまな費用を補償します。

<入院時人身傷害諸費用> ※被保険者1名につき、以下それぞれの費用を合計して200万円を限度とします。
家事や介護、育児またはペット^(注)の世話をする方が事故で入院した場合、または入院した方に付き添う場合にかかる費用等をお支払いします。
(注)世話をしている方の個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。

家事・介護・育児やペットの世話も安心です

ホームヘルパー雇用費用	ベビーシッター雇用費用	ペットシッター雇用費用
介護ヘルパー雇用費用	保育施設預け入れ費用	ペット専用施設預け入れ費用
1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い	合計して1日あたり2万円を限度にお支払い	合計して1日あたり2万円を限度にお支払い

個室でゆっくり治療に専念できます	別の病院へ転院するための交通費等を受け取れます
差額ベッド費用	転院移送費用
1日あたり2万円を限度にお支払い	転院1回分かつ100万円を限度にお支払い

<後遺障害時人身傷害諸費用>

事故により重い障害が発生してしまった場合に、リハビリにかかる費用や福祉車両等の購入費用、ご自宅の改造費用等をお支払いします。

リハビリ費用が高額になる場合も安心です	福祉車両や電動車いす等を購入できます	ご自宅をバリアフリーに改造できます
リハビリテーション訓練等費用	福祉機器等取得費用	住宅改造費用
被保険者1名につき120万円をお支払い	被保険者1名につき500万円を限度にお支払い	被保険者1名につき500万円を限度にお支払い

こんな場合にお役に立ちます

●妻が事故で入院して、私も毎日のように病院へ行って付き添ったため、家事の人手が足りなくなってしましました。ホームヘルパーを雇う費用が補償されたので、安心して妻が退院するまで付き添うことができました。

●一般病室ではほかの患者さんに気を遣うことが多く、眠れないこともありますでしたが、個室を利用できたおかげで、治療に専念することができました。

ワンポイント①

ホームヘルパーサービスを利用した場合…
平均的な利用金額は、
1回あたり約16,100円^(注)
(注)総務省統計局「家計調査(2023年)」を基に算出

ワンポイント②

個室を利用した場合…
全国平均で差額ベッド費用は、
1日あたり約8,300円^(注)
(注)厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況」(2023年)より

商品の全体像

補償の概要

相手

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

おケガの補償



傷害一時金(1万円・10万円)特約

人身傷害保険付き契約にセットしていただけます。

保険をお支払いする場合

人身傷害保険で保険金をお支払いする事故によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に治療を要し、入院または通院した場合に、入院または通院した実治療日数の合計が1日以上5日未満であれば1万円、5日以上であれば10万円を傷害一時金としてお支払いします。



傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 別冊 オプションの特約

傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

より手厚く備えるなら…



Q



人身傷害保険と
傷害一時金(1万円・10万円)特約
の違いを教えて
ください。

A



人身傷害保険 P11 は、実際に負担した費用などについて当社基準に従い保険金をお支払いする基本的な補償です。一方、傷害一時金(1万円・10万円)特約は、人身傷害保険の保険金とは別に、実治療日数に応じて1万円または10万円をお支払いします。

入院または通院が長引いても、実治療日数の合計が5日以上であれば治療中でも保険金を受け取ることができ、当座の費用に充てられます。

さらに

「自動車事故特約」別冊 がセットされているご契約において、歩行中に自動車事故に遭った場合でも、人身傷害保険のお支払い対象となるときは、人身傷害保険の保険金とは別に実治療日数の合計に応じて1万円または10万円をお支払いします。



搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

オプションの特約

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険をお支払いする場合

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に万一亡くなられた場合や後遺障害が発生した場合にそれぞれ死亡保険金、後遺障害保険金をお支払いします。

お車の補償



補償・特約の詳細は
【パンフレット別冊】主な補償・特約のご説明
をご確認ください!



基本補償



車両保険

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険をお支払いする場合

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費等を補償します。

▲保険をお支払いしない主な事例

- ・パンク等、タイヤにのみ損害が発生した
- ・ご契約のお車が故障して動かなくなった

ワンポイント 車両保険には、「車両価額協定保険特約」別冊 が自動セットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます



先日、信号機のない交差点で急に右折してきた車と出合い頭の事故に遭い、当然相手から全額補償してもらえると思ったのですが、私にも過失が2割あると言われて、その分の修理費用を支払ってもらえないませんでした。車両保険をセットしていたので、保険を使って修理でき、助かりました。



ワンポイント ご存知ですか?

自分が直進、相手が右折時の衝突事故の基本的な過失割合は、**自分:相手=2:8**となります。

※過失割合とは、事故における責任の割合をいいます。割合は事故状況により上記と異なる場合があります。



車両保険「10補償限定」特約 別冊

をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が次の表のとおり限定されます。

補償する事故 (主な事故例)	①ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触 ^(注1)	②自転車等の対象乗用具 ^(注2) との衝突・接触	③歩行者・動物 ^(注4) との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥騒擾・労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
一般補償	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	○	○
補償する事故 (主な事故例)	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書き、いたずら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故 ^(注5)	⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触	⑫墜落・転覆
一般補償	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	○	×	×

(注1)ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2)自動車による走行逃げは「①ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触」に含みます。

(注3)対象乗用具とは、電車、自転車、キックボード等をいいます。

(注4)崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。

(注5)塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑯に該当する事故を除きます。

車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって発生した損害について、車両保険金をお支払いしません。

ただし、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 別冊 をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となったときに50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。) ぜひ、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約のセットをご検討ください。

※「地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約」は車両保険(一般補償)にのみセットしていただけます。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

お車の補償



レンタカー費用特約

「ロードサービス費用特約」付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

事故によりご契約のお車が使用できなくなった場合や、故障またはバッテリー上がり等の走行障害等により走行不能^(注1)となった場合に、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用をお支払いします^(注2)。保険金をお支払いする日数の限度は下表のとおりです。なお、保険金日額は5,000円～20,000円の範囲で1,000円単位で設定していただけます。

<保険金をお支払いする日数の限度>

事故	故障・走行障害等 ^(注3)	
「新車特約」または「車両全損時復旧費用特約」を適用してお車を買い替え	左記以外	
90日間限度	30日間限度	15日間限度

(注1)走行不能とは、お車が自力で走行できない状態をいい、法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注2)レンタカーを借りる費用は、保険金日額の設定金額に対し、レンタカー使用限度日数を乗算した額を限度にお支払いします。

(注3)故障・走行障害等の場合は、走行不能時のレンタカー費用をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます



先日、衝突事故を起こして車に傷が付き、修理に出しました。普段から車を使用しているので、レンタカーを借りましたが、修理に30日間もかかってしました。レンタカーを借りる費用を補償してもらえて良かったです。



ワンポイント レンタカーにかかる費用の目安(お客さまご自身で手配された場合)

お車の種類(用途車種)	1日借りた場合の料金(24時間まで)	30日間借りた場合の料金
自家用軽四輪乗用車	7,590円	192,610円
自家用(普通・小型)乗用車	10,670円	269,060円

*Aレンタカー社2024年6月現在料金例(税込)



車両保険無過失事故特約

自動セット

車両保険付き契約に自動セットされます。

補償の概要

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有効期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

*1 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

*2 車両保険において、免責金額を増額方式で設定している場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

Q 自分に過失がない事故で、車両保険を使う必要はありますか?

A 相手の方が保険を契約していない場合等、賠償金を受け取れない場合には、車両保険を使用せざるを得ないことがあります。また、賠償金を受け取れるケースでも、ご契約のお車が全損となった場合には、全損時諸費用保険金をお支払いしますので、まずは当社へご相談ください。



基本補償

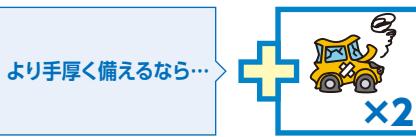
全損時諸費用特約

自動セット

車両保険付き契約に自動セットされます。ただし、「リースカー車両費用特約」をセットする場合は本特約をセットいただくことはできません。

保険金をお支払いする場合

ご契約の車両保険でお支払いの対象となる事故によってご契約のお車が全損となった場合に、廃車や買替時の諸費用として車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円をお支払いします。



全損時諸費用倍額払特約 別冊

オプションの特約

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして全損時諸費用保険金をお支払いします。



新車特約

オプションの特約

車両保険付き契約にセットしていただけます。

ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上となるときに限りセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が、事故で新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

*1 ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品のみの損傷の場合を除きます。

*2 ご契約のお車が盗難された場合を除きます。



車両全損時復旧費用特約

オプションの特約

車両保険付き契約にセットしていただけます。

ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超えて、かつ車両保険金額が新車保険金額の50%未満のときに限りセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が全損となった場合に、下表の額を限度に車両保険金をお支払いします。

*ご契約のお車が盗難された場合を除きます。

<お支払いする車両保険金の限度額>

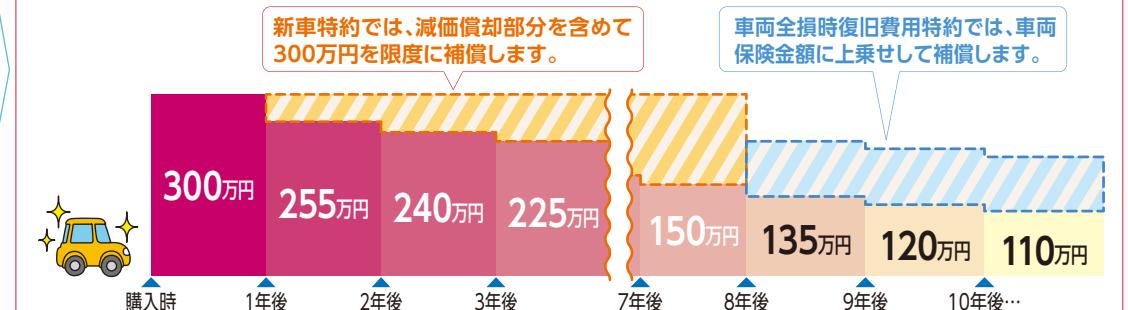
車両保険金額が100万円未満の場合	車両保険金額が100万円以上の場合
車両保険金額の2倍に相当する額	車両保険金額に100万円を加えた額



車両保険だけでは、お車購入後2年目以降の減価償却部分は補償されません。
充実した補償のためにも、「新車特約」や「車両全損時復旧費用特約」のセットをおおすすめします。

自動車の減価償却例

購入時の金額が300万円(車両本体価格+付属品の価格+消費税)の自動車の場合



補償・特約の詳細は
【パンフレット別冊】主な補償・特約のご説明
をご確認ください!



商品の全体像

補償の概要

相手

おヶガ

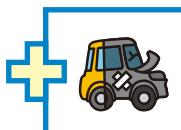
お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

お車の補償

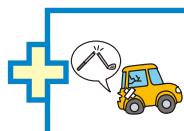


車両全損(70%)特約

車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットしていただけます。

保険をお支払いする場合

ご契約のお車が事故に遭って、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして車両保険金を満額お支払いします。ただし、ご契約のお車の所有権を当社が取得することにお客さまが同意された場合に限ります。



車内手荷物等特約

車両保険付き契約にセットしていただけます。

保険をお支払いする場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車の車室内やトランク内に収容等されている個人が所有する動産に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。



(注) ラジコン・無人機にはドローンも含まれます。



車両保険 P14 をセットした場合、車両保険金のお支払いの際に免責金額が発生します。
免責金額は、「定額方式」または「増額方式」のなかで設定する金額を選択します。

事故の回数	免責金額
定額方式 ^(注1)	回数にかかわらず 0円(なし)・5万円・7万円・10万円・15万円・20万円 のいずれかを選択
増額方式 ^{(注2)(注3)}	1回目 0円(なし)・5万円 のいずれかを選択
2回目以降	10万円

(注1) 事故の回数にかかわらず適用される免責金額は同額です。

(注2) 「1回目0円～2回目以降10万円」とした場合の保険料と、「1回目5万円～2回目以降10万円」とした場合の保険料の差額が5万円を超えるときは、「1回目0円～2回目以降10万円」はお選びいただけません。

(注3) 「1回目」「2回目」といった事故の回数は、保険期間ごとに数えます。新長期保険料分割払特約をセットしたご契約の場合は、1保険年度ごとに数えます。「ノーカウント事故」は事故件数に数えません。事故区分はP23をご参照ください。

※保険金額やセットする特約等によって、取扱いが異なる場合があります。



免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって、修理費などから差し引く金額で、**自己負担となる金額をいいます**。

たとえば…

免責金額を5万円で設定した場合、修理費が50万円なら、お客様のご負担は5万円、当社からお支払いする保険金は45万円になります。

修理費
50万円 - 免責金額
5万円 = 保険金
45万円

その他の特約



補償・特約の詳細は
【パンフレット別冊】主な補償・特約のご説明
をご確認ください!



オプションの特約



紹介ネットワーク
保険金をお支払いする場合に、ご希望により弁護士をご紹介します。

弁護士費用(自動車事故型)特約

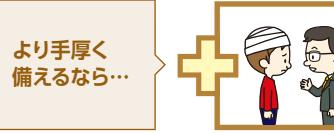
基本補償

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

自動車事故で相手へ賠償請求を行う交渉を弁護士に依頼する場合、300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。また、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

※ご契約のお車にセットされた「運転者限定特約」「運転者年令条件特約」は適用されません。



弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 別冊

オプションの特約

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 別冊

オプションの特約

弁護士費用(自動車事故型)特約の補償の対象となる事故の範囲を拡大します。

弁護士費用に関する特約の 補償範囲

自動車事故 ^(注3)	自転車事故	その他の事故
○	×	×
○	○	×
○	○	○

(注1)「自転車賠償特約」別冊付き契約にセットしていただけます。

(注2)すべてのご契約にセットしていただけます。

(注3)ご契約のお車等で事故に遭い、過失がないにもかかわらず相手の方から訴えられた場合に対応するための費用も補償します。

ワンポイント 弁護士に交渉を依頼する費用の目安

- 一方的に追突された場合など、**お客さまに過失がない場合、保険会社は示談交渉を行うことができません**。弁護士費用に関する特約では、そのようなときに交渉を弁護士に依頼する費用を補償します。
- 弁護士に交渉を依頼する費用は高額になる場合があります。万一に備え、弁護士費用に関する特約をセットすると安心です。

<金額例>
交通事故に遭ってケガをしたため、相手の方との交渉を弁護士に依頼したところ、当初提示されていた損害賠償金から500万円多い損害賠償金を受け取った。

着手金: 500万円 × 5% + 9万円 + 税 = 約37万円
報酬金: 500万円 × 10% + 18万円 + 税 = 約75万円
弁護士費用: 約112万円



※弁護士費用に関する特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P21



他車運転特約

自動セット

すべてのご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

友人や知人などから臨時に借りた、ご契約のお車以外の自動車を運転中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

▲ 保険金をお支払いしない主な事例

友人から借りて常時使用している車を運転中に事故を起こしてしまった

※常時使用に該当するか否かは、事故の際に当社が個別に判断を行います。



臨時代替自動車特約

自動セット

すべてのご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、臨時に借りた車を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

商品の全体像

補償の概要

相手

おヶガ

お車

ご確認事項

用語のご説明など

その他の特約



日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約

示談交渉サービス付 オプションの特約

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

日本国内・日本国外における日常生活での偶然な事故^(注1)やご自宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせてしまったこと、他のモノを壊してしまったこと、または誤って線路へ立入り電車等を運行不能にさせてしまったこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、日常生活賠償保険金をお支払いします。
※ご契約のお車にセットされた「運転者限定特約」「運転者年令条件特約」は適用されません。

対象事故	保険金額	電車等運行不能賠償補償
日本国内で発生した事故	無制限 ^(注2)	あり
日本国外で発生した事故	3億円 ^(注2)	なし

示談交渉サービスは、
日本国内で発生した
事故のみ対象です。

(注1)自転車で歩行者にぶつかった場合等、自転車事故を含みます。ただし、電動キックボード等を運転中の事故を除きます。電動キックボード等を運転中の事故は、「自動車保険・一般用」<一般自動車総合保険>をご契約いただくことで、補償することができます。

(注2)他人から預かったモノを壊したり、紛失したり、盗まれたりした場合は、1個または1組あたり100万円を限度に保険金をお支払いします。

▲保険金をお支払いしない主な事例

記名被保険者の方が貸している家で借主が漏水事故を起こし、階下の住人の家財を損傷させてしまった



自転車賠償特約 別冊

オプションの特約

補償の範囲を
限定するなら…

自転車賠償特約 別冊

日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約の補償対象となる事故の範囲を自転車事故に限定します。
※電車等を運行不能にさせてしまった場合や、日本国外で発生した自転車事故は対象となりません。

※「日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約」「自転車賠償特約」をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、
補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P21



自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

オプションの特約

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご自身やご家族が自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーに搭乗中の事故等^(注1)によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に万一亡くなられた場合、後遺障害が発生した場合、重い障害によって介護が必要となった場合、または入院した場合に傷害定額払保険金をお支払いします。^(注2)

(注1)歩行中に自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーにぶつかった事故等を含みます。

(注2)通院日数に応じてお支払いする保険金はありません。

補償対象となる乗用具



自転車 車いす ベビーカー シニアカー

補償対象とならない主な乗用具



自動車 シルバーカー 幼児用キックバイク

その他、左記「補償対象となる乗用具」に記載のない交通乗用具
(電車・航空機・船舶・エスカレーター・幼児用三輪車等)

▲保険金をお支払いしない主な事例

車いすでバスに搭乗中の事故によりケガをして入院した

※ご契約内容や事故の状況によっては人身傷害保険で補償されるケースがあります。P11

お支払いする保険金

保険金名称	お支払いする保険金の額
傷害定額払保険金	死亡保険金 傷害定額払保険金額 ^(注1) の全額
	後遺障害保険金 傷害定額払保険金額 ^(注1) ×後遺障害等級に応じた保険金支払割合 (4%~100%)
	重度後遺障害特別保険金 傷害定額払保険金額 ^(注1) ×10% (100万円限度)
	重度後遺障害介護費用保険金 後遺障害保険金×50% (500万円限度)
	入院保険金 入院日数1日以上5日未満:1万円 入院日数5日以上:部位・症状に応じて ^(注2) 10万円/30万円/50万円/100万円
【参考】通院日数に応じた保険金	対象外

(注1) 傷害定額払保険金額は、300万円/500万円/1,000万円/2,000万円/3,000万円のいずれかの金額で定めます。

(注2) 入院保険金における部位・症状ごとの保険金額は「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」をご参照ください。

※「自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約」をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、
補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P21



補償・特約の詳細は
「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」
をご確認ください!



ファミリーバイク(人身傷害型)特約

オプションの特約

対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険付き契約にセットしていただけます。

ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

オプションの特約

対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険(または自損傷害特約・無保険車傷害特約)付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご自身およびご家族が原動機付自転車を運転していて事故に遭った場合に、相手への賠償やご自身のおケガについて補償します。また、ご家族が所有する原動機付自転車だけでなく、友人・知人等から臨時で借りた原動機付自転車を運転中等の場合もまとめて補償します。
※ご契約のお車にセットされた「運転者限定特約」「運転者年令条件特約」は適用されません。

※「ファミリーバイク(人身傷害型)特約」「ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P21



ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約

オプションの特約

すべてのご契約にセットしていただけます。

サービスの概要 詳細は P3~4

万一事故が発生し、ご契約のお車に取り付けた専用ドライブレコーダーが事故による衝撃を検知したとき、その情報を当社が受信します。当社から発信した電話連絡等に応じることで事故の通知が行われたものとみなします。

商品の全体像

補償の概要

相手
おケガ
お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

補償・特約に関するご注意事項

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

基本となる補償において、保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。

当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)に掲載している『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』もあわせてご確認ください。なお、詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

<すべての補償項目に共通>

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

<相手への賠償> 対人賠償保険 対物賠償保険

- 保険契約者、被保険者等の故意によって発生した損害
- 台風、洪水、高潮によって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方などが死傷されたこと、それらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊したこと、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になったことによって発生した損害
- ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
- ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。

<おケガの補償> 人身傷害保険

- 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生したケガによる損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生したケガによる損害

<お車の補償> 車両保険

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害
- 欠陥・摩滅・腐朽・さび・その他自然消耗による損害、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害 等

⚠ 補償の重複についてご確認ください

ご家庭において2台以上の自動車保険をご契約されている場合、それぞれのお車のご契約に、以下に記載している特約(ご本人とご家族が補償の対象となる特約)をセットしていると補償が重複している可能性があります。この場合、補償が重複している部分の保険料を節約できるケースがありますので、ご家族のお車のご契約もまとめてご相談ください。

※2台以上のお車をまとめてご契約いただくと、**ノンフリート多数割引**(P24)が適用されます。

【それぞれの特約のセット例】

夫婦とお子さま1人の3人家族が、父(ご本人)と同居のお子さまでお車を2台お持ちの場合

それぞれの特約の補償範囲については、『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』をご覧ください。



車外での事故によるケガ ^(注1)	● 自動車事故特約	1世帯に1特約セット
日常生活における損害賠償 ^(注2)	● 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 ● 自転車賠償特約	いずれかの特約を1世帯に1特約セット ^(注4)
交渉を弁護士に依頼する費用 ^(注3)	● 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ● 弁護士費用(自動車事故型)特約 ● 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約	いずれかの特約を1世帯に1特約セット ^(注4)
原動機付自転車に搭乗中の事故	● ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ● ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	いずれかの特約を1世帯に1特約セット
自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーの事故によるケガ	● 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	1世帯に1特約セット

(注1)「自動車事故特約」をセットしたご契約が2台以上あり、それぞれのご契約の人身傷害保険の保険金額が無制限以外の場合、補償が重複する部分につきましては保険金額が増額されます。

(注2)「日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約」をセットしたご契約が2台以上あり、日本国外で発生した事故の場合、「日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約」の保険金額が増額されるケースがあります。

(注3)弁護士費用に関する特約をセットしたご契約が2台以上ある場合など、弁護士費用に関する特約の保険金額が増額されるケースがあります。

(注4)火災保険契約や傷害保険契約等、他の保険商品でも同様に補償される特約等があります。

ご確認事項(運転する方とお車／保険料)

1. 運転する方とお車について

(1) 運転免許証の色

記名被保険者がゴールド免許をお持ちの場合は、保険料が割引となります。始期日(保険期間の中途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)と有効期限をご確認ください。



(2) 運転する方の範囲(運転者を限定する特約と運転者年令条件の設定)

「ご本人だけ」または「ご夫婦だけ」が運転する場合など、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年令条件を設定することにより保険料が変わります。

「運転者限定特約」にて運転者を限定した場合は限定の対象となる方が、「運転者年令条件特約」にて運転者年令条件を設定した場合は運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

次のチャートを参考にお決めください。

①～⑤について、お車を運転する方をすべてチェック☑したうえで、最も右の☒の方から↓を進んでください。

Q1 どなたが運転されますか?



Q2 「運転者限定特約」のセットについて、ご確認ください。

本人限定とすることができます
本人・配偶者限定とすることができます

「運転者限定特約」はセットできません。

Q3 お車を運転する最も若い方の年令にあわせて運転者年令条件を設定してください。

1. 本人(記名被保険者)の年令にあわせて
2. ①および②の最も若い方の年令にあわせて
3. ①～③の最も若い方の年令にあわせて
4. ①～④の最も若い方の年令にあわせて

こちらの4つからお選びください
年令を問わず補償 21才以上補償 26才以上補償 35才以上補償

運転者限定、運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

⑤に該当する方につきましては、運転者限定特約をセットしない場合、運転者年令条件にかかわらず補償します。

(注)同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっているても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(3) ご契約のお車の使用目的

ご契約のお車の使用目的により保険料が異なります。ご契約のお車の使用実態に従って、次のチャートにより使用目的を正しく設定してください。

Q1 年間を通じて^(注1)月15日以上、お仕事に使用しますか?

はい いいえ

Q2 年間を通じて^(注1)月15日以上、通勤や通学^(注2)に使用しますか?

はい いいえ

Q3 年間を通じて^(注1)月15日以上、日常・レジャー使用に使用しますか?

はい いいえ

(注1)「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の中途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

(注2)「通勤や通学」には、通勤先、通学先およびこれらへの経由地(ご自宅の最寄り駅等)への送迎を含みません。

※1 使用目的をチャートに沿って正しく設定した場合、設定した使用目的と異なる目的で使用したときでも補償の対象となります。(たとえば、使用目的を「業務使用」と設定したご契約のお車を通勤やレジャー等に使用した場合でも、補償の対象となります。)ただし、設定した使用目的の区分に変更が発生していない場合に限ります。

※2 故意または重大な過失によって、事実と異なる設定をした場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 保険料の決定の仕組み等について

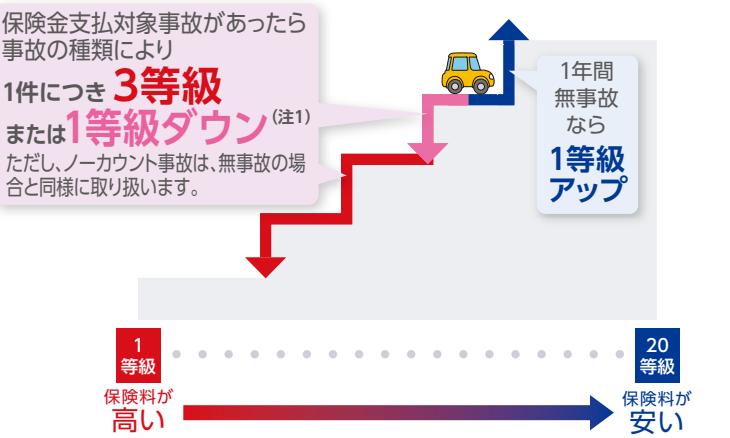
(1) 等級別料率制度

1~20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。なお、ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

事故区分の取扱いについて

1回の事故に対して複数の保険金が支払われる場合は、支払われる保険金ごとに事故区分を判断し、組合せにより以下のとおり取り扱います。なお、この場合の事故件数は1件とします。

- 「3等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」…「3等級ダウン事故」
- 「1等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」…「1等級ダウン事故」
- 「3等級ダウン事故」と「1等級ダウン事故」…「3等級ダウン事故」
- 「ノーカウント事故」と「ノーカウント事故」…「ノーカウント事故」



例えばこんな事故です

事故の種類		継続後のご契約の等級の取扱い
3等級ダウン事故	・相手の方にケガをさせてしまい、対人賠償保険金が支払われる事故 ・衝突して相手の方の車を壊してしまって、対物賠償保険金が支払われる事故 ・電柱に衝突して、車両保険金が支払われる事故	事故1件につき、 -3等級
1等級ダウン事故	・火災や盗難により車両保険金のみ支払われる事故 ・飛び石等の飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故	事故1件につき、 -1等級
ノーカウント事故	・自分がケガをして、人身傷害保険金のみ支払われる事故 ・車両保険無過失事故特約が適用される被害事故により車両保険金が支払われる場合 ^(注2) ・自動運転中 ^(注3) の事故により保険金が支払われる場合 ^(注4)	他の事故がない場合、 +1等級

①新たにご契約される場合

6等級(S)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

2台目以降のお車について新たにご契約される場合^(注5)で、「セカンドカー割引」の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。

※セカンドカー割引の適用条件につきましては、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。

1台目のご契約	6等級(S)	割増3%	2台目以降のご契約	7等級(S)	割引38%
---------	--------	------	-----------	--------	-------

②継続してご契約される場合^(注6)

【事故がなかった場合】

ご契約の保険期間が1年^(注7)で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増率^(注8)が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年となります。ただし、「ご契約の満期日(もしくは解約日)」または「ご契約の満期日(もしくは解約日)の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

「無事故」の割増率		割増		割引	
等級	1 ^(注9)	2	3	4	5
割増率	108%	63%	38%	7%	2%
					13% 27% 38% 44% 46% 48% 50% 51% 52% 53% 54% 55% 56% 57% 63%

【事故があった場合】

ご契約の保険期間が1年^(注7)で事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生したときは、継続契約の等級が事故1件につき3つまたは1つ下がり、事故有係数適用期間が1年~6年となって継続契約に「事故有」の割増率^(注8)が適用されます。^(注10)なお、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に取り扱います。

「事故有」の割増率		割増		割引	
等級	1 ^(注9)	2	3	4	5
割増率	108%	63%	38%	7%	2% 13% 14% 15% 18% 19% 20% 22% 24% 25% 28% 32% 44% 46% 50% 51% 52% 53% 54% 55% 56% 57% 63%

事故有係数適用期間とは

ご契約の保険期間が1年^(注7)で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増率が事故によりリダウントする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増率に戻ります。既に「事故有」の割増率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

(注1) 継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を訂正することができます。

(注2) 「車内手荷物等特約」にかかる保険金があわせて支払われる場合を含みます。

(注3) 自動運転中とは、次のいずれかに該当する間をいいます。一般的には、システムから求められない限りドライバーが運転操作に関与する必要がない状態を指します。
①道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の4の2(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)の規定に基づき、運転者に同法第71条(運転者の遵守事項)第5号の5の規定が適用されていない間
②道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(定義)第1項第17号の2に定める特定自動運行を行っている間。ただし、同法第75条の12(特定自動運行の許可)に定める特定自動運行の許可が必要な場合は、その許可を受けている間に限ります。

(注4) 1等級ダウン事故として扱われる場合を除きます。

(注5) ご契約の始期日時点で1台目のご契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)がある場合をいいます。

(注6) 継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。

(注7) 保険期間が1年を超える長期契約または1年に満たない短期契約の場合、取扱いが異なります(保険期間が1年を超える長期契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を継続する場合より等級が低くなることや事故有係数適用期間が長くなることがあります。)。

(注8) 一部の補償については、割増率が適用されません。

(注9) 1等級連続事故契約割増が適用される場合は、さらに割増が適用されます。

(2) 記名被保険者年令別料率

運転者年令条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年令に応じて以下の区分ごとに異なる料率が適用されます。

29才以下^(注1) 30~39才^(注1) 40~49才^(注1) 50~59才^(注1) 60才^(注1) 61才^(注1) ... 84才^(注1) 85才以上^(注1)

1才ごとに異なる料率が適用されます。

(注) 記名被保険者が34才以下の個人事業主で、実際に車を運転する方が35才以上の場合は、これらの記名被保険者年令別料率を適用します。
※保険期間が1年を超える長期契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日応当日時点の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別料率が適用されます。

(3) 型式別料率クラス制度

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを保険料に適用する制度^(注1)です。自家用(普通・小型)乗用車は、1~17までの17段階^(注2)、自家用軽四輪乗用車は、1~7までの7段階^(注2)に区分され、補償項目(対人賠償・自損傷害・対物賠償・人身傷害・搭乗者傷害・車両)ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラス」の見直しを行います。

(注1) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

(注2) 数値が大きいほど保険料が高くなります。

(4) 割引制度

お手続きもまとめて1回で済みます!

ノンフリート多数割引



2台で
割引
3%

3~5台で
割引
4%

6台以上で
割引
6%

ドラレコ新規割引

割引
2%

ドラレコ継続割引

特約保険料から
割引
30%

1DAYマイレージ割引
(24時間自動車保険無事故割引)

割引
最大20%

1DAY保険

その他、保険料が安くなるさまざまな割引をご用意しています。

ゴールド免許割引

始期日(保険期間の中途で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点での有効な記名被保険者の運転免許証の色がゴールドの場合は、割引となります。

(注) 始期日(保険期間の中途で記名被保険者を変更する場合は変更日)が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にあります場合で、更新前後の運転免許証の色のいずれかがゴールドであることが「運転免許証更新連絡書(ハガキ)」「運転免許証のコピー」等で確認できるときは、運転免許証の色をゴールドとみなして割引を適用します。

新車割引

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合に保険料が割引となります。

ASV割引

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、型式の発売年月が「ご契約の始期日」の属する年から3年前の4月以降かつ、所定の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装着されている場合に保険料が9%割引^(注2)となります。

(注1) 保険期間が1年を超える長期契約の場合は、各保険年度の初日を始期日とみなします。

(注2) 人身傷害保険につきましては、「自動車事故特約」をセットした場合は割引率が小さくなります。

ECOカー割引
(先進環境対策車割引)

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のハイブリッド自動車等かつ当社の定める型式に該当する場合で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内であるときに保険料が3%割引^(注2)となります。

(注) この割引と福祉車両割引の適用条件をいずれも満たす場合は、重複して適用できません。この場合、福祉車両割引を適用します。

上記のほかにコネクト新規割引、福祉車両割引、セカンドカー割引等もあります。割引内容の詳細や適用条件等は代理店・扱者または当社までお問合せください。

※契約内容の変更を行う場合、ご契約条件によって割引が適用されないことがあります。たとえば、新車割引、ASV割引、ECOカー割引(先進環境対策車割引)につきましては、保険期間中にご契約のお車の用途車種を割引対象外の用途車種に変更した場合は、割引は適用されません。

(5) 払込方法

ご希望の払込方法をお選びいただけます。

便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式)^(注1) ●払込票払^(注1) ●スマホ決済^(注2) ●ダイレクト払^(注2)

(注1) 代理店・扱者やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。なお、払込票払は一時払のご契約に限ります。

(注2) 一時払または保険料大口分割払特約をセットした直接集金方式のご契約に限ります。

(注3) ダイレクト払とは

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明
力行 解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。ご契約のお車を主に使用される方(注)で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。(注)主に使用される方とは、ご契約のお車を事实上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。
記名 被保険者	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、その他のものは原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
原動機付 自転車	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないものを除きます。(注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。
後遺障害	記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。
ご家族	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
ご契約の お車	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。
ご契約の お車の 所有者	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記録されている方をいいます。
ご契約の お車を 所有する方	損害が発生した地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をいいます。(注)時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
サ行 時価額	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
自家用 8車種	保険期間の初日をいいます。
始期日	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数)(注)のことをいいます。(注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。
事故有係数 適用期間	原動機付自転車を含みます。
自動車	普通保険約款別表1>後遺障害等級表の1の第1~2級または別表1の2の第1~2級、第3級④の後遺障害の場合をいいます。
重度後遺 障害	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費(注)をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。(注)事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
修理費	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。

用語	説明
所有権留保 条項付売買 契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、ご契約のお車が盗難(注)された場合、または修理費が協定保険価額(注)以上となる場合をいいます。(注)ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。(注)保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。※『地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約』は、上記と異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。
夕行 治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。(注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
ナ行 入院	ご自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の相手の方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日時から終了する日時までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険年度	初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれの始期日応当日(注)から1年間をいいます。(注)長期契約において、2年度目以降の保険責任は各年度の始期日応当日の午前0時から始まります。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
ヤ行 用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。

長期契約が始期日応当日を迎えるときのご案内

保険期間が1年を超えるご契約について、「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りしますので、ご契約内容を毎年ご確認いただくことができます。なお、「ご契約者さま専用ページ」にご登録済みの場合は、同ページに配信させていただきます。配信前にスマートフォンでのメッセージ等によりご案内します。書面によるご案内をご希望の場合は、「ご契約者さま専用ページ」内でご案内方法を変更していただけます。



商品の全体像

補償の概要

相手

おヶガ
お車

その他

用語のご説明など

ご確認事項

万一、継続手続きを忘れてしまった場合

「継続手続特約」をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れたときでも補償を継続します。

- 座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における継続手続きを忘れたこと等により補償がなくなることを防ぐために、「継続手続特約」をセットしていただけます。
※ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、セットすることができない場合があります。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡(注)を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。(注)なお、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、引き続き代理店・扱者よりお客さまにご連絡します。
(注1)過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
(注2)所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。
- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ代理店・扱者または当社にご連絡ください。

保険ができるエコ、はじめよう

eco保険証券とWeb約款をおすすめします!

ご契約内容や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、パソコンやスマートフォン等から「ご契約者さま専用ページ」でご覧いただけます。ぜひ、ご活用ください。

eco保険証券・Web約款をご選択いただいた場合、「eco保険証券」のご利用方法を記載した『ご契約内容 確認方法のご案内(eco保険証券専用ハガキ)』を送付します。書面の保険証券・保険契約継続証と「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の送付は行いません。

eco保険証券とWeb約款を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。



ご注意いただきたい事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は原則1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約いただけます。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます。

〈代理店・扱者について〉

- 代理店・扱者は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、代理店・扱者にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

事故や故障が発生した場合の連絡先はこちら

万一、事故が起こった場合は

事故の発生から解決まで安心しておまかせください！

24時間365日 専門スタッフが受付



事故受付センター

事故は 365日
0120-258-365(無料)

※「ご契約者さま専用ページ」や当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)より、インターネットからも事故のご連絡ができます。

お車のトラブルで困った場合は

事故だけでなく、故障等でお車が動かない場合も対応します！

24時間365日 充実のロードサービス

専用ダイヤル

おクルマQQ隊

おクルマ QQ隊
0120-096-991(無料)

※LINEのトーク画面上で質問の回答を選択・入力するだけで、簡単にロードサービスを依頼できます。

LINEの
友だち追加はこちら



Webでいつでもご利用いただけます『ご契約者さま専用ページ』



24時間365日、Web上で手軽に契約内容の確認・変更、事故連絡・事故対応状況の確認ができます！
また、メール・LINEでお役立ち情報の受け取りができます！

ご利用方法

面倒なご登録手順は不要！ご契約手続き時に自動でユーザーIDが作成されます（注）（初回ログイン時のみ、ご本人確認等が必要です）

各種便利なサービスをご利用いただけますので、ご契約後すぐのログインをおすすめします！

スマートフォンなら、LINEやアプリからかんたんに「ご契約者さま専用ページ」をご利用いただけます。

LINEからログインする場合の設定手順

- ①「三井住友海上」を友だち追加（右図の二次元コードから）
- ②メッセージのURLにアクセスしてログイン



「スマ保」アプリからログインする場合の設定手順

- ①「スマ保」（三井住友海上が提供するスマートフォン用アプリ）をダウンロード（右図の二次元コードから）
- ②「スマ保」トップ画面から「ご契約者さま専用ページ」を登録



（注）当社の保険をご契約される個人のお客さま向けに、ご契約時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDを自動で発行し、SMSでご案内します。

※一部のご契約は、お手続き時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDが自動で登録されません。その場合、「eco保険証券専用ハガキ」や当社公式サイトから、「ご契約者さま専用ページ」へご登録いただくことでご利用いただけます。



お客さまとともに

地球環境保護に取り組んでいます。

「eco保険証券・Web約款の推進」による紙の使用量の削減「リサイクル部品活用」による自動車修理など

エコマーク認定番号 第10147005号

保険に関する相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」

0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てをご依頼いただけます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】

【受付時間】 平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>）

●このパンフレットは、『GK クルマの保険』（家庭用自動車総合保険）の概要をご説明したものです。『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』もあわせてご確認ください。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

●このパンフレットでは、保険料の決定の仕組み等をご説明しています。保険料はお客様の等級や年令、お車の情報等によって変わりますので、実際の保険料のご案内をご希望の場合は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

●「LINE」はLINEヤフー（株）の登録商標です。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

（チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス）

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

（お客様デスク） 0120-632-277(無料)

こちらから

アクセスできます

